



# 秋田県公報

| 目次 | ページ |
|----|-----|
|----|-----|

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 告示                                   |   |
| 生活保護法による介護機関の指定(六三〇・福祉政策課)           | 1 |
| 生活保護法による指定介護機関の変更(六三二・福祉政策課)         | 2 |
| 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(六三二・福祉政策課)      | 2 |
| 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(六三二・福祉政策課)      | 2 |
| 大規模小売店舗の変更に関する聴取した意見の概要(六三三・商工業振興課)  | 3 |
| 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(六三四・商工業振興課) | 3 |
| 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(六三五・都市計画課)       | 5 |
| 都市計画事業の認可の告示があった旨の公告(六三六、六三七・都市計画課)  | 5 |
| 道路区域の変更(六三八・道路環境課)                   | 6 |

| 名 称               | 開設者氏名又は名称   | 所 在 地                 | サービスの種類                   | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|-------------|-----------------------|---------------------------|------------|
| 公立横手病院            | 横手市長        | 横手市根岸町五番三十一号          | 訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 | 平成十二年四月一日  |
| グループホームめぐみ        | 有限会社恵 代表取締役 | 南秋田郡井川町坂本字大野地二百三十七番地十 | 痴呆対応型共同生活介護               | 平成十六年七月一日  |
| 医療法人泉の会居宅介護支援センター | 医療法人泉の会 理事長 | 南秋田郡若美町角間崎字志藤沢四十番地二   | 居宅介護支援事業                  | 平成十六年六月十五日 |

## 告 示

- 道路の供用開始(六三九・道路環境課).....6
- 道路区域の変更(六四〇・道路環境課).....7
- 宅地建物取引業法による公開による聴聞(六四一・建築住宅課).....7
- 建築基準法による道路位置の指定(六四二・山本地域振興局建設部).....7
- 選挙管理委員会告示.....7
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一〇三).....8
- 人事委員会公告.....8
- 平成十六年度秋田県職員採用試験公告(大学卒業程度試験(職務経験者採用)).....9
- 平成十六年度秋田県職員採用試験公告(高校卒業程度試験(身体障害者採用)).....10

秋田県告示第六百三十号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年八月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

|                        |                  |                        |                      |                    |  |   |           |
|------------------------|------------------|------------------------|----------------------|--------------------|--|---|-----------|
| 名 称                    | 開設者氏名又は名称        | 所 在 地                  | サービスの種類              | 廃止年月日              | 秋田県告示第六百三十一号   | 秋田県告示第六百三十二号  |           |
|                        |                  |                        |                      |                    | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。 | 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出 |           |
| かもめ介護福祉サービス            | 有限会社かもめ 代表取締役    | 能代市落合字亀谷地一番地二十九        | 訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援事業 | 平成十六年七月一日          | 大森町長   | 秋田県知事 寺田典城  |           |
| 大森町指定通所介護事業所           | 大森町長             | 平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百四十四 | 通所介護                 | 平成十六年七月一日          | 大森町長   | 秋田県知事 寺田典城  |           |
| 名 称                    | 開設者氏名又は名称        | 所 在 地                  | 変 更 事 項(名称・所在地)      | 変 更 前              | 変 更 後  | サービスの種類   | 変 更 年 月 日 |
| 秋田福祉レンタルサービス           | 日東レンタル株式会社 代表取締役 | 本荘市出戸町字一番堰百六十九番地一      | 秋田福祉レンタルサービス         | 本荘市出戸町字一番堰百六十九番地一  | 本荘福祉レンタルサービス   | 福祉用具貸与  | 平成十六年六月一日 |
| 有限会社すずらん・みずほケアサポートセンター | 有限会社すずらん 代表取締役   | 仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地     | 秋田福祉レンタルサービス         | 仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地 | 仙北郡千畑町土崎字厨川六十七番地二  | 訪問介護  | 平成十六年五月一日 |

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十六年八月三日

秋田県知事 寺田典城

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十六年八月三日

秋田県知事 寺田典城

|                      |                    |                   |                      |             |
|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|-------------|
| 幸楽苑                  | 株式会社サイセイ<br>表取締役 代 | 大曲市福住町五番十五号       | 訪問介護                 | 平成十六年五月三十一日 |
| 秋田福祉レンタルサービス         | 日東リース株式会社<br>代表取締役 | 本荘市出戸町字一番堰百六十九番地一 | 福祉用具貸与               | 平成十四年十一月三十日 |
| 株式会社大与能代訪問介護事業所      | 株式会社大与 代表取締役       | 能代市中和二丁目五番三十五号    | 訪問介護                 | 平成十六年五月三十一日 |
| 有限会社宮腰商事かもめ介護福祉サービス部 | 有限会社宮腰商事 代表取締役     | 能代市落合字亀谷地一番地二十九   | 訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援事業 | 平成十六年六月三十日  |

秋田県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年八月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いとく能代南店

能代市寿域長根五十二番地の三

二 能代市長の意見

(一) 周辺の交通への影響等について

営業時間の延長により交通流動が大幅に変化することはないと思われるが、不確定要素（不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等）による周辺環境における影響を考慮し、苦情が発生したときの対応を検討する必要がある。

(二) 騒音及び光線による周辺地域への影響について

(1) 車両等の騒音について

来客者等の増加等による騒音レベルの最大値の変化や周辺交通量の増加に伴う騒音も考えられるので、関係する苦情、相談があった場合には、遮音・防音等に関し最善の措置を図ること。

(2) 照明等の光線について

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十六年八月三日から同年九月三日まで

秋田県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大

店舗、駐車場、車両等の光線により周辺地域の生活環境に影響を与える場合が考えられるので、関係する苦情、相談があった場合には、遮光等に最善の措置を図ること。

(三) 廃棄物について

(1) 店舗の閉店時刻の延長により、廃棄物の増量が予想されるが、廃棄物保管場所及び資源化物保管場所の整理・整頓等について、一層留意願いたい。

(2) 事業系一般廃棄物の経年変化による増加基調及び平成十六年度能代市一般廃棄物処理実施計画の事業系一般廃棄物四百七十七トンの減量化計画に鑑み、廃棄物の減量化及び資源化の取り組みについて、これまで以上に徹底し特段の配慮を願いたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年八月三日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
 日本生命保険相互会社 代表取締役 宇野 郁夫

大阪府大阪市中央区今橋三丁目五番十二号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 秋田ニューシティ

秋田市大町二丁目三番二十七号

(三) 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者

(1) 退店

株式会社辻兵友の会

秋田市大町二 三 二十七

代表取締役 辻 良之

株式会社装研

秋田市寺内字イサノ九十三 一

代表取締役 三 戸 明

株式会社高桑書店

南秋田郡天王町天王字上江川五十一 二十八

代表取締役 高 桑 一 男

株式会社リンクス

秋田市新屋松美が丘北町十 一

代表取締役 赤 平 丈志

(2) 出店

有限会社ホッホー

秋田市旭北錦町三 三十四

代表取締役 見 澤 絵 美

株式会社チャイルドまつや

秋田市千秋久保田町二 二十三

(3)

変更

株式会社秋田大町ニューシティ(代表者変更)

ア 変更前 代表取締役 山 口 馨

イ 変更後 代表取締役 辻 良之

株式会社大創産業(住所変更)

ア 変更前 広島県東広島市西条町賀茂工業団地

イ 変更後 広島県東広島市西条町大字吉行字向一 六十

株式会社エル・アンド・デー(名称変更)

ア 変更前 株式会社エルアンドデー

イ 変更後 株式会社エル・アンド・デー

須川 正 人(住所変更)

ア 変更前 秋田市千秋明德町二 七十八

代表取締役 新 開 明  
 株式会社エス・イー・ジャパン  
 秋田市新屋豊町十四 二

代表取締役 菅 原 新

菅 清 晃

秋田市東通仲町九 六

松 村 淳 子

秋田市保戸野通町四 二十四

株式会社村上商店

秋田市大町六 五 十四

代表取締役 村 上 直 樹

株式会社錦

愛知県名古屋市中村区名駅二 四十五 十九

代表取締役 西 尾 遼 一

有限会社サンリバー

東京都中央区日本橋馬喰町一 十二 二

代表取締役 川 口 茂 次

辻兵商事株式会社

秋田市大町二 四 三十二

代表取締役 辻 良之

馬淵株式会社

宮城県仙台市青葉区中央二 四 五

代表取締役 馬 淵 耕 一

イ 変更後 秋田市大町二 三 二十七

株式会社森長(住所・代表者変更)

ア 変更前 秋田市保戸野千代田町一 十

代表取締役 森 下 真 二

イ 変更後 秋田市千秋明徳町一 五十六

代表取締役 森 下 盛

株式会社サノ・コーポレーション(名称変更)

ア 変更前 株式会社サノ・ファーマシー

イ 変更後 株式会社サノ・コーポレーション

株式会社アツシユ(住所変更)

ア 変更前 神奈川県横浜市青葉区奈良五 十八 十五

イ 変更後 神奈川県横浜市青葉区あかね台二 二十四 七

(四) 変更の年月日  
平成十六年六月三十日

(五) 変更する理由

小売業者の新規出店及び退店等のため

二 届出年月日

平成十六年七月二十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 縦覧期間

秋田市役所 商業観光課

平成十六年八月三日から同年十二月三日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第六百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年八月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 土地区画整理事業の名称

横手市館ノ下地区土地区画整理事業

二 施行者の名称

朝日綜合株式会社 代表取締役 熊 谷 邦 夫

三 施行地区

横手市安田字向田、赤坂字館ノ下及び婦気大堤字婦気前の各一部

四 事務所の所在地

横手市神明町一番一号 朝日綜合株式会社内

五 施行認可の年月日

平成九年十二月十一日

六 事業施行期間

平成九年十二月十九日から平成十三年十二月三十一日まで

七 変更の内容

事業施行期間の変更(変更後の事業施行期間 平成九年十二月十九日から平成十七年三月三十一日まで)

八 変更認可の年月日

平成十六年七月二十七日

秋田県告示第六百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画法の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年八月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画法の種類及び名称

秋田都市計画道路事業三・一・八号秋田駅東中央線

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 秋田市手形住吉町一番九号 秋田中央道路建設事務所

四 事業地の所在

収用の部分 秋田市手形字中谷地、手形字十七流、広面字屋敷田、広面字高田、  
広面字板橋添、広面字長沼、広面字鍋沼、東通一丁目、東通二丁目及び東通三丁目



平成十六年八月三日

供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

|       |     |                              |
|-------|-----|------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間                          |
| 一般国道  | 百八号 | 雄勝郡雄勝町寺沢御嶽前一六三番四から七<br>六番一まで |

二 供用開始の期日 平成十六年八月三日

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間                                |                           |                                    | 敷地の幅員(メートル)     | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|-----|------------------------------------|---------------------------|------------------------------------|-----------------|------------|
|       |     |     | A                                  | B                         | C                                  |                 |            |
| 一般国道  | 旧   | 百八号 | 雄勝郡雄勝町秋ノ宮字漆沢二四九番四地先から寺沢字中川原七番五地先まで | 雄勝郡雄勝町寺沢字御嶽前一六三番四から七六番一まで | 雄勝郡雄勝町秋ノ宮字漆沢二四九番四地先から寺沢字中川原七番五地先まで | 一〇・〇〇〇〇～二二・〇〇〇〇 | 〇・九四〇      |
|       | 新   | 百八号 |                                    |                           |                                    | 四・〇〇〇〇～一〇・〇〇〇〇  | 〇・四五七      |

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年八月三日から同月十六日まで

秋田県告示第六百四十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第六十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第六十六条の十五第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年八月三日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年八月三日から同月十六日まで

秋田県告示第六百四十号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十六年八月三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

一 聴聞の日時 平成十六年八月十一日 午前十時  
二 聴聞の場所 秋田市山王四丁目一番一号 県庁本庁舎第七十三会議室  
三 被聴聞者の住所及び氏名  
(二)(一) 住所 秋田市新屋豊町七番二十九号  
氏名 有限会社秋田宅建センター 代表取締役 堀川 頌彦

秋田県告示第六百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第

四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十六年八月三日

秋田県知事 寺田典城

|  |                                      |                    |                   |                      |
|--|--------------------------------------|--------------------|-------------------|----------------------|
| 申請者の住所及び氏名<br>能代市字高埵六五番地<br>株式会社サンワ興建<br>代表取締役 渡部 清春 | 道路の位置の指定箇所<br>能代市字大瀬儘下三十九番一の内及び三十九番二 | 道路の延長<br>五四・〇九メートル | 道路の幅員<br>六・〇〇メートル | 指定年月日<br>平成十六年七月二十三日 |
|--|--------------------------------------|--------------------|-------------------|----------------------|

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三三号

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成十六年八月三日

秋田県選挙管理委員会委員長職務代理者 小野 康雄  
公職選挙法執行規程の一部を改正する規程  
公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第一中

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 秋田社会保険介護老人保健施設           | 能代市緑町五番四十七号   |
| 秋田県社会保険介護老人保健施設          | 能代市緑町五番四十七号   |
| 医療法人京回生会介護老人保健施設ケアネットのしる | 能代市落合中前田二百七番地 |

に

を

に

を

に改める。

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 医療法人光智会老人保健施設大館園 | 大館市芦田子字芦田子南二百七十五 |
| 国立療養所秋田病院        | 本荘市石脇字田尻野十八番地    |

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 医療法人光智会老人保健施設大館園 | 大館市芦田子字芦田子南二百七十五 |
|------------------|------------------|

|           |                |
|-----------|----------------|
| 国立療養所道川病院 | 由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢 |
|-----------|----------------|

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| 独立行政法人国立病院機構あきた病院 | 由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢 |
|-------------------|----------------|

|           |           |
|-----------|-----------|
| 五番地       | 番地        |
| 八十四番地の四十  | 八十四番地の四十  |
| 沢八十四番地の四十 | 沢八十四番地の四十 |



秋田県  
「秋田県」の国に於て

人 事 委 員 会 公 告

平成16年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則 4 5 (職員の任用) 第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成16年 8月 3日

秋田県人事委員会 委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度  
大学卒業程度試験 (職務経験者採用)
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員(人) | 職務内容                                    |
|------|-----------|---|
| 政 行  | 5         | 知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。 |

- 3 給与

初任給は、一般職の職員の給与に関する条例 (昭和28年秋田県条例第22号) 等により、経歴その他の事項を勘案の上決定する。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

- 4 受験資格

次の1及び2の要件を満たす者とする。ただし、日本の国籍を有しない者、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることのできない者及び現に秋田県職員である者は、受験できない。

(1) 昭和45年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者

(2) 民間企業等における職務経験年数 (公務員 (国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。 ) としての職務経験年数を除く。 ) が5年以上有る者 (平成17年3月31日までに5年に達する見込みの者を含む。 )

- 5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成16年10月17日 (日)

イ 場 所

秋田県庁正庁 秋田市山王四丁目1番1号  
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方 法

大学卒業程度の教養試験、論文試験を行う。

エ 合格者の発表

平成16年10月27日 (水) に、県庁正面広告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日及び場所

平成16年11月中旬に、秋田市において行う。

イ 方 法

第1次試験合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成16年11月下旬に、県庁正面広告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法

(1) 方 法

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、秋田県知事からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。秋田県知事は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、民間企業等における職務経験年数が平成17年3月31日までに5年に達する見込みの最終合格者で、平成17年3月31日までに職務経験年数が5年に達することができなかった者は、採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

平成17年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館 (アトリオン) インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み  
 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間  
 日曜日、土曜日を除き、平成16年8月10日(火)から同年9月3日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。  
 なお、郵送による申込みは、平成16年9月3日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他  
 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成16年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則 4 5 (職員の任用) 第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
 平成16年8月3日

- 秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
- 試験の種類及び程度  
 高校卒業程度試験(身体障害者採用)
  - 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員(人) | 職務内容                                      |
|------|-----------|---|
| 一般事務 | 5         | 知事部局又は教育庁の課若しくは地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。 |

- 給与  
 初任給(平成16年4月1日現在)は、原則として行政職給料表1級3号給~7号給(月額138,800円~月額160,200円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。
- 受験資格  
 次のすべての要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者  
 イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者  
 ウ 自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者  
 ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

- 試験の実施日、場所、方法等
- 第1次試験
- 実施日  
 平成16年10月3日(日)
- 場所  
 秋田県議会大会議室 秋田市山王四丁目1番1号
- 方法  
 高等学校卒業程度の教養試験、作文試験を行う。
- 合格者の発表  
 平成16年10月22日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、第1次試験受験者全員に書面で合否を通知する。
- 第2次試験
- 実施日及び場所  
 平成16年11月中旬に、秋田市において行う。
- 方法  
 第1次試験合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。
- 資格調査  
 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- 最終合格者の発表  
 平成16年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。
- 採用の方法及び予定時期
- 方法  
 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、秋田県知事からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。秋田県知事は、提示された者のうちから採用者を決定する。
- 予定時期  
 平成17年4月以降
- 受験手続
- 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び産業観光センターにおいて交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日を除き、平成16年8月4日（水）から同年8月25日（水）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成16年8月25日（水）までの消印のあるもの  
に限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十五年六月二十九日秋田県公報第千五百八十四号掲載の秋田県公告（土地改良区の役員の変更及び就任の届出）

(印刷誤り)

十四 下

十五

〃

〃

西馬音内

雄勝郡羽後町西馬音内

堀回字元城百七十八番地

堀回字元城百七十八番地

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄